

介護予防・生活支援サービス事業

利用できる方／要支援1・2、事業対象者（「基本チェックリスト」で一定の基準に該当した方）

（1）通所型サービス

指定事業者により、事業者指定の基準を緩和し利用料金を抑えた短時間デイサービス（はつらつデイサービス）と、それ以外のデイサービス（介護予防通所介護相当サービス）を実施しています

（2）訪問型サービス

指定事業者により、事業者指定の基準を緩和し生活援助に特化し利用料を抑えたホームヘルプ（はつらつ生活支援サービス）と、それ以外のホームヘルプ（介護予防訪問介護相当サービス）を実施しています

一般介護予防事業（無料・申込不要）

利用できる方／原則65歳以上の市民

広報かがやきに折込みの「けんこう広場」いきいきシニア事業欄をご覧ください、会場へ直接お越しください

（1）はつらつ健康スタジオ

先生の指導のもと、ストレッチや筋力アップ体操、脳トレ

（2）わがまちサロン

介護予防リーダーによる軽体操、おしゃべりタイム、合唱など

（3）すこやかシニア体操 など

介護予防リーダーによるわがまち体操、簡単なリズム体操など



介護予防・日常生活支援総合事業 （総合事業）の利用案内

総合事業は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に活かして要介護状態になることを予防するためのものです。利用にあたっては、長寿いきがい課、両支所福祉グループ、地域包括支援センターにご相談ください。
問い合わせ／長寿いきがい課（内線2672・2677）



● あなたの地区の地域包括支援センター

名称	担当地域	所在地	電話・FAX
川里苑	本町・天神・生出塚・鴻巣・中央・ひばり野・笠原郷地・安養寺・常光・下谷・上谷・西中曽根・川里地域	屈巢5158	☎ 569-2650 FAX 569-1899
こうのと	本宮町・雷電・加美・宮地・三ツ木・川面・寺谷市ノ縄・八幡田・神明・稲荷町・赤見台・愛の町・東	八幡田868-1	☎ 596-2223 FAX 596-7326
彩香らんど	箕田・中井・すみれ野・大間・北中野・登戸・宮前糠田・堤町・緑町・幸町・栄町	箕田270-1	☎ 595-3331 FAX 595-3330
まむろ翔裕園	富士見町・原馬室・滝馬室・逆川・小松・松原・氷川町人形	原馬室3335	☎ 540-0294 FAX 541-4672
吹上苑	吹上地域	下忍4461	☎ 548-8991 FAX 548-8992

● 総合事業の利用料等（例：要支援1・週1回利用・1割負担の場合）

(1) 通所型サービス （基本報酬）

はつらつデイサービス	2.5時間以上5時間未満	318円/回
介護予防通所介護相当サービス	1,692円/月	

※加算分や通所型サービスの食費・日常生活費は別途自己負担となります。詳しくは、下記事業者にお問い合わせください

(2) 訪問型サービス （基本報酬）

はつらつ生活支援サービス （身体介護を伴わない生活援助）	974円/月
介護予防訪問介護相当サービス	1,217円/月

※加算分は別途自己負担となります。詳しくは、下記事業者にお問い合わせください

● はつらつデイサービス・はつらつ生活支援サービスの指定事業者（12月1日現在）

はつらつ デイサービス

介護予防教室の 「彩香らんど」	翔裕園デイサービス 爽やかな風	はつらつデイサービスセンター 吹上苑
箕田270-1(☎595-3333)	東1-1-25(☎545-1010)	下忍4461(☎548-8801)
専門スタッフが体力アップ体操・認知症予防・栄養改善・健康チェックであなたの頑張る気持ちを支えます	歩くのがおっくうになってきた方、いつまでも元気でいられるために今から介護予防。仲間と楽しいひと時を	頭・心・体の健康を目指して仲間と一緒に楽しいひと時を過ごしませんか。バランスの良い昼食も提供します

※いずれも送迎付き。事業内容・見学については、各事業所へお問い合わせください

はつらつ 生活支援サービス

彩香らんど	なでしこ
箕田270-1(☎595-3333)	生出家2-19-19(☎598-5002)
利用者との時間の中で「優しさ」を見つけ、活気ある生活を送れるよう努めています	24時間365日対応定期巡回・随時対応型訪問介護看護と並行し、要支援者への訪問介護サービスを行っています

要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【おむつ代の医療費控除】

おむつ代の医療費控除の申告が2回目以降の場合、医師が発行するおむつ使用証明書に代わり、市が申請に基づき「おむつ代の医療費控除証明書」を交付することができます。ただし、市が交付できる対象者は、要介護認定者で、認定時の主治医意見書より常時おむつを要することが確認できる方に限ります。

【障害者控除】

障害者手帳をお持ちでない場合でも、65歳以上の要介護認定者で次に該当する方は、障害者控除・特別障害者控除の対象となる場合があります。申告の際に必要な認定書は、申請に基づき市で交付することができます。
対象／①障害者控除＝要介護1・2 ②特別障害者控除＝要介護3～5 ※身体障害者手帳3～6級(障害者控除適用)をお持ちで要介護3以上の方は、申請に基づき市で特別障害者控除の認定書を交付することができます

共通事項

その他／確定申告等の際には、事前に認定書等の交付を受けてください
申込み・問い合わせ／長寿いきがい課高齢者福祉担当(内線2671)
吹上支所福祉グループ(☎548-1213)
川里支所福祉グループ(☎569-1111)



監査委員の選任

任期満了による監査委員の退任に伴い、上野健司氏（稲荷町・1期目）の選任が、12月定例会市議会で同意されました。

任期／平成33年12月31日まで 問い合わせ／監査委員事務局（内線 3430）

